

東京農工大学大学院農学研究院・農学部テニュアトラック教員（助教）公募要項

1. 公募の概要

東京農工大学大学院農学研究院・農学部では、本研究院・農学部のテニュアトラック制度に基づき、任期5年のテニュアトラックポストの助教を公募いたします。本制度は若手研究者を任期付きで雇用し、将来に亘って活躍できる農学研究院・農学部の優れた教育職員として育成するために、整備された環境のもとに、研究と教育を推進する経験を重ねたのち、教育職員としての適性について公正・厳格な審査を行い、本学准教授（講師を含む）のテニュア（任期の定めのない常時勤務を要する教育職員としての身分）を取得させることを目的とするものです。採用された若手研究者は、関連の教員と連携して教育研究分野を運営していただき、研究の立ち上げのスタートアップ資金やメンターの配置等の援助が受けられ、学部授業および会議などの業務が常勤教育職員より一部軽減されます。大学院の担当については、別途資格判定して認定されます。テニュアトラック期間内に所定の業績を上げた場合には、任期の定めのない常勤の教育職員としての身分（テニュア）として本学の准教授または講師に採用する予定です。なお、テニュア付与審査の方法と基準の概要については、別紙（「農学研究院テニュア付与審査方法・基準の概要」）を参照してください。

2. 募集分野および人数

生物制御科学部門、植物病理学教育研究分野、テニュアトラック教員（助教）1名

3. 専門分野および応募資格

植物病理学を専門分野とし、植物病原学・植物微生物相互作用ならびに植物保護科学に関する多様な側面から農学部応用生物科学科、大学院農学府生物制御科学プログラムと大学院連合農学研究科生物生産科学専攻生物制御科学大講座の学生に対して教育・研究指導を意欲的に行うことができる若手人材を任用する。応募時に博士の学位取得後10年程度以内の者で、国内外の大学や研究機関等で教育・研究に従事した経験のある人材が望ましい。

4. 予定担当授業科目：

[学部] 植物病理学（分担）、植物保護学（分担）、応用生物科学共通・専門実験（分担）、学部共通専門基礎科目（微生物学・分担）、学部共通専門基礎科目（生物学実験・分担）
[大学院] 生物制御科学（分担）、生物生産科学概論（分担）など。

5. 待遇

福利厚生は一般の教員とほぼ同じです。

6. 着任時期

決定後、令和8年10月1日以降のできるだけ早い時期。

7. 出願書類

以下の書類を番号順に1つのPDFにまとめ、10MB以内で送付してください。

- 1) 履歴書（本学所定、写真貼付、Eメールアドレス記入）

本学の教員公募のサイトをご覧ください。履歴書をダウンロードしてください。

<https://www.tuat.ac.jp/outline/kyousyoku/kyouin/>

- 2) 業績目録（学位論文、原著論文、その他の著述、特許などに類別記載）
- 3) これまでの研究概要（A4 2枚以内）
- 4) 教育実績（担当授業科目等）
- 5) 着任後の研究計画概要（A4 2枚以内）
- 6) 着任後の教育に関する抱負（A4 1枚以内）
- 7) 応募者に関して問い合わせ可能な者2名の氏名、連絡先リスト
- 8) 原著論文その他のPDFを3編以内。

8. 応募締切および選考スケジュール

令和8年4月24日（金曜日） 正午締切

一次審査 令和8年5月中旬頃

二次審査 令和8年6月中旬頃

9. 書類提出方法および送付先

電子メールにて以下のアドレス宛に提出してください。

宛先：fv0685(ここに@を入れてください)go.tuat.ac.jp

件名は、「生物制御科学部門 TT 助教応募」とお書きください。

なお、応募書類は原則として返却しません。

10. 問い合わせ先

生物制御科学部門テニュアトラック助教教員選考委員会委員長 川出 洋

電子メール：hkawaide(ここに@を入れてください)cc.tuat.ac.jp

電話：042-367-5903

11. その他

東京農工大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、教員の採用に際し安全保障上の確認を行っており、確認に必要な情報の提供をお願いしています。審査の結果、規制事項に該当する場合は、希望する教育研究の変更を求められる場合があります。また、経済産業省へ許可申請をした結果、不許可の通知があった場合は内定を取り消すことがあります。

(別紙)

農学研究院テニュア付与審査方法・基準の概要

1. テニュア付与審査は、テニュア付与審査委員会（以下「審査委員会」という）において行う。
2. テニュアトラック教員は、当該部門等と合議の上、着任後速やかに研究計画を審査委員会に提出する。
3. 採用後6ヶ月以内に審査委員会が、評価基準をテニュアトラック教員に通知する。
4. テニュアトラック教員のテニュア付与審査は、テニュアトラック期間中の3年目及び5年目に行う。
5. テニュア付与審査は、テニュアトラック期間中の実績、研究計画書、テニュアトラック教員による自己評価書、前歴の業績も含めた履歴および教育研究業績一覧、研究業績にかかる別刷り及び今後の抱負を含む成果発表（質疑を含む）を通じて実施する。
6. 前項の審議においては、テニュア付与審査委員会が承認した外部評価委員から書面等の方法により、当該テニュアトラック教員の本研究院・学部の審査対象職位のテニュア教員としての適格性についての評価意見を求めた上で、テニュア付与の適否を判定する。
7. 出産・育児休暇等による評価対象期間の短縮とそれに伴う評価基準の見直し及びテニュア付与審査時期の調整を行うことができる。
8. 審査結果への審査対象者本人からの一定期間内の異議申し立てを認める。